

令和4年11月30日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太 様

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
小委員会委員長 斉木秀憲

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱い
に関する運用上の細則等について（報告）

当委員会では、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問されている「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等」について、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第8条の規定に基づき設置された当委員会の委員により、その内容について検討しました。

その結果、別添「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について 報告書」のとおりまとめましたので、報告いたします。

個人情報保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の
個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について

報 告 書

令和4年11月30日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 小委員会

目次

1	条例要配慮個人情報の制定	1
2	個人情報保護管理基準	3
3	外部委託等の審査基準	4
4	開示請求手続の本人確認書類	5
5	死者の情報に関する開示請求基準	6
参考1	世田谷区情報公開・個人情報保護審議会小委員会 委員名簿	8
参考2	世田谷区情報公開・個人情報保護審議会小委員会 審議経過	9

1 条例要配慮個人情報の制定

(1) 現行の世田谷区個人情報保護条例(以下「条例」という。)と改正個人情報の保護に関する法律(以下「改正法」という。)の主な相違点

現行条例では、条例要配慮個人情報の定義規定はないものの、第7条で「収集禁止事項」を定め、原則として、思想、信条及び宗教に関する事項、社会的差別の原因となる事実に関する事項及び犯罪に関する事項の収集を禁止しており、例外的に審議会の意見を聴いて必要があると認められる場合等にこれらの情報を収集することを可能としている。一方、改正法では、第2条第3項で「要配慮個人情報」(人種、信条、社会的身分等)を定めている。また、第60条第5項で「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」(いわゆる「条例要配慮個人情報」)を定め、「要配慮個人情報」に該当しない「条例要配慮個人情報」を条例で定めることができる旨規定している。

(2) これまでの間の議論の経緯

条例要配慮個人情報については、令和4年3月から同年5月までの間にかけて情報公開・個人情報保護審議会小委員会(以下「小委員会」という。)において審議し、さらに同年6月には情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)においても議論したものである。その際、区は、全所属への条例要配慮個人情報の該当性調査を行った結果、調査時点では区に条例要配慮個人情報に該当する情報は存在しないと報告した。

様々な議論を経た結果、改正法でカバーできる可能性が高い点、実務上具体的な事例が出てきた際に、再度検討して条例を改正することができる点及び条例要配慮個人情報の制定に伴う事務の取扱いが困難となる点、以上の三点の理由により条例要配慮個人情報の制定については見送るべきであるとの結論に至ったところであった。

今般の令和4年10月に設置された小委員会において、区から報告があり、区議会や区民意見提出手続(パブリックコメント)において、LGBTや国籍といった個人情報を条例要配慮個人情報として制定すべきとの意見が複数寄せられたとのことであった。区は、このことを重く受け止め、国の個人情報保護委員会に対して、区の立法措置として、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」(以下「多様性条例」という。)があることを根拠に、LGBTや国籍といった

個人情報条例を要配慮個人情報に制定できるか否か照会したところ、同委員会から、一定程度の情報を要配慮個人情報に制定することも妨げられない旨の回答があったとのことである。

以上のことを踏まえ、区は総合的に勘案した結果、改正法第60条第5項に基づき、国籍、性的マイノリティに関する情報及びドメスティック・バイオレンスに関する情報を要配慮個人情報として制定することが適当であると考えに至ったため、再度、審議会に対して意見聴取を行うとしたものである。

(3) 主な意見

先の小委員会及び審議会では、条例を要配慮個人情報の制定の是非について、改正法でカバーできる可能性が高い点、実務上具体的な事例が出てきた際に、再度検討して条例を改正することができる点及び条例を要配慮個人情報の制定に伴う事務の取扱いが困難となる点、の三点を理由として見送ることが相当であるとしたものである。特に、区は三点目の理由を受け止め、より慎重に取り扱う必要がある。

国籍及び性的マイノリティに関する情報については、条例を要配慮個人情報として規定することも概ね問題ないと思われるものの、ドメスティック・バイオレンスに関する情報を要配慮個人情報として規定する場合は、非常に抽象的な内容であるがゆえ、特に慎重に議論すべきである。推知される情報は、一般的に条例を要配慮個人情報に該当しないと考えられる。よって、規定する場合には、抽象的な定義ではなく、具体的で、かつ、明瞭な定義が必要不可欠である。概念の明確性が重要である。

立法措置として区に多様性条例があることを前提として条例を要配慮個人情報に制定するという方向で進めるのであれば、条例を要配慮個人情報につき多様性条例の規定を引用することが望ましい。

多様性条例を根拠に進めることに異議はないものの、区の各部署における運用面で混乱が起らないようにして欲しい。

多様性条例のほかに、世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱がある。制定主体について、前者は区議会であり、後者は行政機関という乖離があることから、手続面で容易に対応が可能な後者に紐づけて条例を要配慮個人情報に制定することはバランスが良くない。条例を要配慮個人情報に制定する場合には、このような法形式の相違点も考慮すべきである。

(4) 考え方

多様性条例を根拠に、国籍、性的マイノリティ（多様性条例第2条

第6号に定める記述)及びドメスティック・バイオレンス(多様性条例第2条第7号に定める記述のうち、法第2条第3項に該当しないもの)の三点の個人情報を条例要配慮個人情報として制定することは相当である。

ただし、区内部における条例要配慮個人情報に関する事務運用等で混乱をきたすことは決してあってはならないため、令和5年4月以降、上記三点の情報を条例要配慮個人情報として適切に取り扱うことができるよう関係所管課と詳細を検討し、適切に職員周知を図ることを求める。

2 個人情報保護管理基準

(1) 趣旨

改正法第66条第1項により、各自治体は、「...保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止...個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講」ずべき義務が生じた。この規定を受け、国から「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」が周知され、各自治体は、当該ガイドに則り、安全管理措置を講ずべく個人情報保護管理基準を策定することとなったものである。

(2) 主な意見

第11(安全管理上の問題への対応)の「3 公表等」について、一度公表されてしまうと関係者の権利利益を害することが起こり得るため、事前手続の整備をする必要性があるかもしれない。

監査及び点検が実施されるとのことだが、これらの措置に対して審議会がどのように関与していくのか知りたい。

「個人情報を取り扱う業務の特記事項」及び「電算処理の業務委託契約の特記事項(兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項)」において、いずれも損害賠償に係る規定が存在する。前者の対象に法令違反の場合も含めている一方で、後者の対象に法令違反の場合を含めていない理由が知りたい。

構成が複雑であるため、改正法や改正条例、当該管理基準等の位置関係が明瞭に理解できる図のようなものがあると尚良い。

(3) 考え方

前述のとおり、区が改正法第66条第1項及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に基づき策定した個人情報保護管理基準の内容について異議はない。

ただし、「個人情報を取り扱う業務の特記事項」及び「電算処理の業務委託契約の特記事項（兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項）」の内容の整合を図るとともに、今後の周知を見据えて、改正法や改正条例、当該管理基準等の位置関係が明瞭にわかるよう工夫を凝らすことを要望する。

3 外部委託等の審査基準

(1) 趣旨

現行条例では、区の各所管課は、個人情報を取り扱う業務において外部委託、外部提供、目的外利用等を行う際に、原則として各個別案件ごとに事前に審議会へ諮問して承認され次第、開始している。

一方で、改正法では、外部委託については、第66条第1項により安全管理措置に関する基準を示し、委託先がこれを遵守することにより個人情報の適切な管理が担保されるとともに、区は外部提供及び目的外利用につき改正法第69条の規定を厳格に遵守することとなることから、各個別案件の審議会への事前諮問は許容されないところである。

このことを踏まえ、区が前述の個人情報保護管理基準を策定したうえで、各所管課が個人情報を取り扱う業務において外部委託、目的外利用及び外部提供を行う場合に、事前に審査することを可能とする各審査基準を策定するものである。

(2) 主な意見

各所管課は、審査基準で審査したうえで事業を実施した後、区政情報課に情報提供を行うような流れになるのか。

個人情報保護管理者である各課長が審査したうえで問題なければ、事業を実施できることとなるが、適正性が担保し得るのか。別票等の詳細なチェックリストでの審査をお願いしたい。

電子計算機への記録や回線結合といった、外部委託、外部提供及び目的外利用以外の現在の審議会への諮問事項の審査基準の策定の予定について知りたい。

審査基準の骨子は、どのようなものであるのか。

条例素案中、事務局である区政情報課から「事後報告を受け」、必要と認めた場合、「所管課に説明を求める」機能を有する「審議会」は、どのようなタイミングで「報告」を受けることとなるのか。また、必要と認めた場合、所管課に説明を求めるにあたって、当該案件に係る情報提供はどのようになされるのか。

「総括個人情報保護管理者」が設けるとされている「個人情報保護管理委員会」と「審議会」との機能・役割の分任の仕組みについて知りたい。

(3) 考え方

改正法の枠組みの中、外部委託、外部提供及び目的外利用につき、各所管課が個人情報を取り扱う際に審査する審査基準の方向性について異議はない。

ただし、各審査基準の別票を作成し、各所管課で詳細に審査できるようにすべきである。また、電子計算機への記録、回線結合といった外部委託、外部提供及び目的外利用以外の現在の審議会への諮問事項について、各所管課が事業実施前に混乱なく確認できるよう工夫を凝らす必要がある。

4 開示請求手続の本人確認書類

(1) 趣旨

現行条例施行規則において、開示請求手続の本人確認書類について詳細に定めているものの、改正法が施行される令和5年4月以降は、改正法に基づく開示請求を行うこととなることから、改正法及び政令の規定に沿った対応が求められる。については、改正法及び改正条例が施行される令和5年4月以降の開示請求手続の本人確認書類については、国が示した「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」を参考とし、各自治体で具体的な本人確認書類を確定させる必要がある。

(2) 主な意見

特段意見なし。

(3) 考え方

まず、改正法では、開示請求時に確認する本人確認書類について、原則として、開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所

又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されていることを求めているため、この方針を採用することが相当である。

次に、なりすましが特に懸念される任意代理人による開示請求については、現行条例施行規則第10条（開示請求者の確認）において、保有特定個人情報における任意代理人による開示請求の場合に委任者本人の実印を押印した委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書を要求していることから、これを継続し、引き続き厳格な対応を行う方針を採用することが相当である。

最後に、本人による開示請求、法定代理人による開示請求及び任意代理人による開示請求の三点の開示請求について、区が提示した各請求時の具体的な本人確認書類は、改正法及び政令並びに現行条例の内容を鑑みた適正な内容であると認められるため、異議はない。

5 死者の情報に関する開示請求基準

（1）趣旨

現行条例も改正法も「個人情報」は、生存する個人に関する情報であり、死者に関する情報は含まれない。また、改正法では、改正条例に個人情報の定義として死者に関する情報を含める規定を設けることを許容していない。ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存個人に関する情報として改正法の保護対象となるとする一方で、死者に関する情報の取扱いについて個人情報保護制度とは別の制度として条例を定めることは妨げられていないところである。

この点について、令和4年7月の審議会答申では、区の個人情報保護制度とは別の制度としての条例制定は求めないが、条例の運用と同様に内部管理規定により適切な運用を行うべきであるとした。また、現行条例で運用している「死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準」は、前述の国がガイドライン等で示している死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合と同じ主旨と考え、今後、現行の開示対象等が区民にとって後退することがないように、死者に関する取扱い基準を内部管理規定として制定することが相当であるとしたものである。

以上のことから、改正法施行時においても、一定程度の死者の情報も生存する個人が開示請求することを可能なものとする現状の運用を継続するため、「死者の情報に関する開示請求基準」を改めて策定するものであ

る。

(2) 主な意見

当該基準の法形式を知りたい。また、今後、当該基準を公表する予定はあるか。

当該基準について、区民意見募集等を行う予定はあるか。

内部基準であったとしても一旦紛争になれば外部基準となり得るため、この点留意願いたい。

(3) 考え方

区が提示した「死者の情報に関する開示請求基準」は、現行の「死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準」を実質的に継続するものであって現行制度を後退させるものではなく、令和4年7月の審議会答申の内容に則ったものであると認められるため、異議はない。

参考1 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会小委員会 委員名簿

氏 名	現職等	備 考
さいき ひでのり 齊木 秀憲	国土館大学法学部・ 大学院法学研究科教授	委員長
やまだ けんた 山田 健太	専修大学文学部 ジャーナリズム学科教授	委 員
つちだ しんや 土田 伸也	中央大学法科大学院教授	委 員
たかやま こずえ 高山 梢	弁護士	委 員
やまべ なおよし 山辺 直義	弁護士 システム監査技術者	委 員
なかむら しげみ 中村 重美	世田谷地区労働組合協議会	委 員

(敬称略)

参考2 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会小委員会 審議経過

(1) 第1回(令和4年10月26日(水))

- ・ 条例要配慮個人情報の制定(案)
- ・ 死者の情報に関する開示請求基準(たたき台)
- ・ 改正法の安全管理措置に関する基準関係

(2) 第2回(令和4年11月8日(火))

- ・ 条例要配慮個人情報の制定(案)
- ・ 死者の情報に関する開示請求基準(案)
- ・ 個人情報保護管理基準(案)
- ・ 外部委託等の審査基準(案)
- ・ 開示請求手続の本人確認書類(案)